

## 5.大型運転免許等取得支援補助金

事業者が負担する大型運転免許等の取得に係る費用の一部を補助します。

### 【対象事業者】

市内に事業所を有する旅客自動車運送事業※1・貨物自動車運送事業※2を営む中小事業者、中小企業団体

※1 道路運送法上の旅客自動車運送事業者

※2 貨物自動車運送事業法上の貨物自動車運送事業者

### 【補助対象経費】

市内の事業所に勤務する従業員の以下の免許取得に対して負担した経費

①大型一種免許（トラック）

②普通二種免許（タクシー）

③けん引免許（トレーラー）

④大型二種免許（バス）

※旅客自動車運送事業者は、①に関する申請はできません。

### 【補助率】

補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）

※国、県、協会等からの補助がある場合は、この額を差し引く。

各運転免許につき1人当たり上限10万円（1事業者あたり年間延べ10人まで）

### 【申請期限】

免許取得日から1年以内

## 6.中小企業人材育成支援研修

中小企業の組織力・技術力向上を目的に、実習を中心とした実務的な研修を実施します。

### 【対象者】

市内の中小企業（個人経営を含む）で働く方、市内に居住する方、市外の中小企業で働く方

※ただし、市外在住かつ市外の中小企業で働く方の受講料は市内在住・在勤者の倍額

### 【研修分野】

情報化、工場・企業改善、技術者育成、経営企画、新事業開発

### 【研修内容・申し込み】

ホームページ参照（<http://www2.city.toyohashi.aichi.jp/tech/training/>）

市役所商工業振興課等で配布のパンフレットでもご確認いただけます。

### 【受講料】

4,500円（9,000円）～9,000円（18,000円）（）内は【対象】の※の方の金額

### 【研修会場】

豊橋サイエンスコアほか

### 【お問い合わせ先】

申込み 0532-44-1111（株）サイエンス・クリエイト

## 7.雇用定着促進啓発事業セミナー（令和4年度名称変更）

地域における人材の定着・確保、企業の活性化を目指し、働き方改革や多様な人材の雇用をテーマとしたセミナーを実施します。誰もが働きやすい職場づくりに取り組みましょう。

### 【実施回数】

年2回（予定）※ セミナーの情報や働きやすい職場づくりの事例紹介はホームページで紹介しています。

### 【対象者】

市内の中小事業者及び中小企業団体

### 【定員】

各回25名ほど（先着順）

### 【令和3年度の実施事例】

・法改正から学ぶ働きがい＆ワークライフバランス

・仕事と育児・介護の両立支援セミナー

・人が集まり、成長する企業へ～障がい者など多様な人材が活躍する職場づくりへ向けて～

事例紹介の動画はこちら



4月28日(木)  
受付開始!

## 豊橋市の各種補助制度をご利用ください （雇用定着・促進、人材育成編）

豊橋市では、人材確保と育成に向けて、市内中小事業者への補助制度や研修などをご用意しております。

### 1.奨学金返還支援制度

新たに雇用した若手従業員の奨学金の返還を市と企業が支援します

### 2.就職サイト掲載費補助金（令和4年度新規）

新卒者や転職者を雇用するための求人情報サイトの掲載費用を補助します

### 3.U I J ターン就業奨励金

首都圏在住者を雇用した事業者に奨励金を交付します

### 4.女性あんしん職場づくり補助金

女性従業員専用トイレや更衣室、事業所内保育施設の整備費用を補助します

### 5.大型運転免許等取得支援補助金

事業主が負担する従業員の大型運転免許等の取得費用を補助します

### 6.中小企業人材育成支援研修のお知らせ

中小企業の組織力・技術力向上を目的とした実務的な研修を開催します

### 7.雇用定着促進啓発事業セミナーのお知らせ（令和4年度名称変更）

働き方改革や多様な人材の活用をテーマとしたセミナーを開催します

※補助金の交付には、市税の滞納がないことなどが条件となります。

### 補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2437

FAX：0532-55-9090

E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



各制度の詳しい内容は市のホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

## 1. 奨学金返還支援制度

地元中小事業者が新たに雇い入れた35歳未満の若者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。

【対象事業者】 ※対象事業者登録が必要

市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体

※補助金額の2分の1の額の協力金の納付が可能であること

【補助金交付対象者】 ※補助対象者登録が必要

対象事業者に正規雇用として就職した者で以下の全ての要件を満たすこと

(1) 大学等を卒業した35歳未満の者

(2) 奨学金の返還金及び市税の滞納がない

(3) 市内に居住

(4) 市内事業所に勤務。ただし、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合や、補助対象の従業員が登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象。

【補助期間（企業協力金納付期間）】

奨学金返還開始月から3年間

(補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の4月又は就職日の属する月のいずれか遅い方から起算して3年間)

【補助金の額】

1人当たり月額15,000円 3年間で54万円 (1人当たり企業協力額：月額7,500円 3年間で27万円)

【対象事業者登録（事業者→市）】

随時(採用した年度から補助開始を希望する従業員がいる場合は、採用年度の6月末まで)

【補助対象者登録（本人→事業者→市）】

就職した翌年度の6月末日まで(就職した年度から補助開始を希望する場合は、就職年度の6月末日まで)

【補助金交付申請（本人→市）】

毎年3月1日～3月20日(土日・祝休日の場合は翌平日)

## 2. 就職サイト掲載費補助金（令和4年度新規）

新卒者や転職者を正規雇用するために就職情報サイトへ求人情報を掲載した場合に、事業者が負担した掲載費用の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に本店がある中小事業者及び中小企業団体

【要件】

あいちUIJターン支援センターウェブサイトに移住支援金対象求人掲載し、次の①～④のいずれかの要件を満たすこと

①豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者 ②豊橋市子育て応援企業※1 ③とよはし健康宣言事業所

④豊橋市優良工事施工業者※2]

※1、※2の詳細は市ホームページ参照

【補助対象経費及び補助対象事業】

正規雇用に関する求人情報の掲載料金で次の①、②に当てはまるもの

①掲載期間が1年以内であるもの(新卒者向けについてはこの限りでない。)

②求人情報に関する採用活動が完了しているもの

【補助率】

補助対象経費の2分の1(1,000円未満切捨て)

【限度額等】

1事業者につき上限額 20万円

1事業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。

同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。

【申請期限】

求人情報の掲載を終えた日から6か月以内

## 3. UIJターン就業奨励金

首都圏在住者を雇用した事業者に奨励金を交付します。

【対象事業者】

市内に本店がある中小事業者及び中小企業団体で首都圏において採用活動を行っていること

【要件】

以下の全ての要件に該当する就業者を雇用したこと

(1) 首都圏で1年以上住所を有した後に就業を機に豊橋市へ転入し、引き続き居住する見込みがある。

(2) 就職した日の年齢が65歳未満である。

(3) 対象事業者に正規雇用され、その後6か月以上正規雇用者として勤務している。

(4) 代表者等と3親等以内の親族関係にない。

【交付金額】

対象となる就業者1人につき10万円

1事業者につき1年度当たり上限100万円

【申請期限】

対象の就業者の正規雇用を開始して6か月を経過した日から6か月以内

首都圏からの移住者の方は移住支援金が受けられる場合があります。

## 4. 女性あんしん職場づくり補助金

市内に事業所がある事業者等が女性従業員専用のトイレ、更衣室、事業所内保育施設(届出保育施設)などを整備した場合に費用を補助します。

事業区分	事業所内環境整備	現場環境整備
対象者	市内に事業所がある事業者(会社法に基づく会社、個人事業主)及び中小企業団体	
対象経費	市内にある対象建物における、女性従業員専用のキッズスペース、トイレ、更衣室、休憩室、従業員のための事業所内保育施設(届出保育施設)の整備に要する費用	市内の事業現場(建設、工事等の施工現場)における、女性従業員専用の仮設トイレ及び仮設更衣室・休憩室のリース・レンタルに要する費用
対象事例	○男女共用トイレを男性専用・女性専用に分ける改修 ○女性専用トイレの和式から洋式への改修 ○女性従業員の雇用拡大により更衣室、休憩室、トイレ等が不足する場合の増設	同上
対象外経費	×同時に施工する男性トイレの工事費用 ×顧客が使用するスペースの女性専用トイレの工事費用 ×更衣室、休憩室等のエアコンの購入・設置費用 ×既存の更衣室、休憩室等を更新(リフォーム等)するための工事費用 ×トイレに設置する手洗器や鏡の購入・設置費用 ×女性専用トイレの洋式から洋式への改修 ×工場、事務所、店舗等を新築して女性従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室、キッズスペースを整備した際の費用	×建設現場等で使用するためのリースでなく、事業所建物内が手狭なため敷地内に仮設トイレ、仮設更衣室・休憩室等を設置する費用
要件等	・新規の整備、又は女性従業員の雇用拡大に伴う整備であること。 ・申請年度内に整備が完了すること。 ・申請時において男性従業員と女性従業員の双方を雇用していること。また、これらの従業員が雇用保険に加入していること。ただし、事業所内保育施設の整備をする場合は女性従業員のための雇用でも可。	・事業現場に女性従業員が従事していること。 ・リース・レンタル期間が年度内で完了すること。ただし、事業の事情により、リース等の期間が年度をまたぐ場合は翌年度に残りの事業期間についても申請可。
補助率	補助対象経費の2分の1(1,000円未満切捨て)1事業者につき年度当たり上限100万円	
申請期限	事業着手前(工事業者やリース業者との契約前)	